

報道関係各位

2011年6月3日  
ジェットスター・グループ

## ジェットスター・グループ 2011年7月～9月期「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)額のご案内

ローコストキャリアのジェットスター・グループ 日本支社(大阪府大阪市、日本支社長:片岡 優)は、2011年7月1日～2011年9月30日支払い分までの「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)額と条件に関して、現行の運賃及び条件を継続することといたしました。当該運賃の概要と改定条件は以下の通りです。

### 記

#### 燃油特別付加運賃と改定条件に関して

■適用期間: 2011年7月1日～2011年9月30日 支払い分まで

■対象路線/運賃額: (日本で支払いが行われる場合)

#### ジェットスター航空

日本-オーストラリア間 国際線 1区間あたり 14,000円

#### ジェットスター・アジア航空

日本-シンガポール間 国際線 1区間あたり 8,000円

日本-台湾間 国際線 1区間あたり 3,500円

■改定条件: 燃油価格の変動に対する措置

2010年7月より燃油特別付加運賃額を3ヶ月間固定します。なお、2011年10月1日以降の燃油特別付加運賃額、条件につきましては追ってご案内させていただきます。

■適用条件:

搭乗時満2歳以上の全てのお客様を対象とします。ただし座席を使用しない満2歳未満の幼児は対象となりません。

■備考:

オーストラリア国内線運航区間の料金は「燃油特別付加運賃」が含まれています。